

住友の工場委員会規則

本日より直に實施

西日本では十五日午後二時
付近の間に住友電線製造社
所、同仲銅所同尼ヶ崎分
工場委員制度並に選舉の
通り發表した（神戸）

協議会規則

に工場協議會を置く

協議會は本所事業の進
り職工の幸福増進に資
本員の提案を調査審
と本所に提出するもの

議會は指名委員及び
組織す指名委員は
り主管者之を指名す
所職工之を選ばす
員及選出委員の員數
し伸銅所十五人以上
所尼ヶ崎工場八以
電線製造所十人以上
於て別に之を定む
にして次の資格を
定めて雇入れたる
以上
して左の資格を
選舉する事を
雇入れたる臨
上
ある事
ふ
議會之を

項の一に該

第二十條 本所備員にして副支配人
及び技術長（又は部長）以上の者は
隨時工場協議會に出席し發言を爲
す事を得

第二十一條 工場協議會に席を置き
議長に附屬して庶務を處理せしむ
る書記は議長之を専任す

第二十二條 工場協議會出席の選出
委員は該時間中賃銀の支給を受く
るものとす

第二十三條 委員は會議中無禮の語
を用ひ又は他人の身上に及り言論
する事を得ず

附

第二十四條 本決議は大正十年八月
十六日より之を實施す

第二十五條 第一回委員の選舉期日
は別に之を定む第一回委員の任期
は次期選舉期日に至る期間とす

同選送選舉細則

第一條 選出委員の選舉は選舉區毎
に之を行ふ

第二條 選舉區及び各選舉區に於け
る選出委員の員数の如し

第一回工場（又は課係）

第二回工場（又は課係）

工場（同）

第三條 選舉の期日は主管者之を定
め少くとも一週間前に所内に掲示
す

第四條 選舉事務を處理する爲め左
の役員を置く

一、選舉長 一名

二、選舉管理人 若干名

三、選舉立會人 若干名

第五條 選舉人及び被選舉人の資格
は選舉期間の属する月の前月末日
現在の職工名簿に依る

但し選舉管

立會人は職工中より選舉長之を專
任す

第七條 各選舉區に投票所を設け各
投票所に投票函を置く選舉人は投
票所に於て投票用紙の交付を受け
之に自ら被選舉人一名の氏名を記
載して投函すべし

第八條 投票を終りたる時は選舉管

一箇年を起算し

之を起算し

者との殘任期間

時は補缺選

員を生じた
し選出委員
を超えたる時
を起算し

は毎年二月